



[常勤取締役]

- ・法的な職責を理解するための研修の実施(就任時)
- ・社外研修等への参加

[社外取締役]

- ・会社概要等に関する説明の実施(就任時)
- ・取締役会・経営会議の上程案件に関する社外取締役向け説明会の定期開催
- ・取締役会以外の主要な会議体への参加
- ・当事業への理解を深めるための施策(各種社内行事等への参加、工場視察の実施、経営陣幹部との交流)

[全取締役]

当社では、大量保有報告書の写しの送付を受けていますが、2023年9月30日現在における実質所有株式数を完全に把握できないため、上記大株主の状況は、株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。

なお、報告書の主な内容は以下の通りです。

保有者:野村証券株式会社 他1名
報告義務発生日:2023年2月15日
保有株券等の数:8,569,724株
株券等保有割合:5.10%

保有者:三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 他1名

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項



監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要

当社は監査等委員会設置会社であり、取締役会の任意の諮問機関として指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置し、業務執行機関として経営会議、執行役員会等を設置しています。

当社における主な会議体並びにその内容及び活動状況は以下の通りです。

(b) 監査等委員会監査

監査等委員会の構成は「 . 2 . (1) 現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要」に記載の通りです。

常勤監査等委員である猫島明夫は、当社において財務経理及び営業推進に関する業務、海外関連業務に従事し、財務及び会計に関する十分

るとともに、取締役会における社外取締役比率向上により、経営の透明性を確保しながらも、機動的かつ効率的な経営を行うのに相応しい体制と

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(内部統制システム整備の基本方針)

決裁規則等の子会社管理に関する規則を制定し、適正なグループ経営を管理する体制を整備する。当社内部監査部門は、子会社の業務監査・財務報告に係る内部統制の評価の実施により、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保する。

(b)子会社の取締役の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制
(会社法施行規則第110条の = ち事 = づり性靱制

制る事項に關する禍にの当。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力からの不当な要求に対し、毅然としてこれを拒否するとともに、行動規範において、反社会的勢力との一切の関係を遮断することを規定し、全取締役、執行役員及び使用人に対し周知徹底する。



2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項